

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名	
-------	---	---	-----	--

別表六(二)

令五・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)「21」)	1	円	区 分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分
					①	②
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の「5」の③-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	24	円	円
当期の法人税額 (別表四「52」の①)	3		納付した控除対象外国 法人税額	25		
繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		交際費等の損金不算入額	26		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	5		貸倒引当金の戻入額	27		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	6			28		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	7			29		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	8			30		
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8) (マイナスの場合は0)	9			31		
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	10			32		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (46の①)	11			33		
(10)+(11) (マイナスの場合は0)	12			34		
非課税国外所得の金額 (46の②)+(別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	13			小 計	35	
(12)-(13) (マイナスの場合は0)	14			貸倒引当金の繰入額	36	
(9)×90%	15				37	
調整国外所得金額 ((14)と(15)のうち少ない金額)	16				38	
法人税の控除限度額 $(2) \times \frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	17				39	
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(17)のうち少ない金額)	18				40	
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	19				41	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	20				42	
((18)+(19)+(20))又は当初申告税額控除額	21				43	
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	22				44	
当期に控除できる金額 (21)+(22)	23				小 計	45
					計 (24)+(35)-(45)	46

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	47	円	地方法人税控除限度額 $(51) \times \frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	52	円
法人税の控除限度額 (17)	48		地方法第12条第1項により控除できる金額 ((49)と(52)のうち少ない金額)	53	
差引控除対象外国法人税額 (47)-(48)	49		(53)又は当初申告税額控除額	54	
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	50	000	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	55	
地方法人税額の計算 $(50) \times 10.3\% - ((別表六(五)の「5」の③) + (別表十七(三)の六「1」) - (50))$ と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	51		外国税額の控除額 (54)+(55)	56	